

◆ 被扶養者資格確認調査（検認）の実施について ◆

被扶養者資格確認調査については、厚生労働省の指導に基づき毎年定期的に資格調査を実施することを義務付けられています。適正な保険診療を受けていただくために、現在、被扶養者となっている方が、引き続き扶養基準を満たしているかあらためて調査確認をさせていただきます。公正・公平かつ厳正な被扶養者認定の実現のためにご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

調査対象者の方に「健康保険被扶養者調査表」を配布いたしますので、お手数おかけいたしますが、必要事項を記入・捺印のうえ、住民票及び被扶養者の収入状況等を証明する書類を添えて、提出期限までに、各事業所（会社）のご担当部署に提出をお願いいたします。

- 対 象 者 : ① 平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の間に認定された方
② 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の間に認定された方
③ 昨年の被扶養者認定など、再確認が必要な方
※23 歳未満の子は調査対象外です。

- 送 付 書 類 : 「被扶養者資格確認調査（検認）の実施について」
「被扶養者調査表」対象者分
「添付書類一覧」
「被扶養者認定調査 Q & A」
「記入例」
「返送用封筒」

- 提 出 期 限 : 令和 7 年 10 月 10 日（金）

- 提 出 書 類 : 「被扶養者調査表」、「住民票」、「非課税証明書」等、（証明書類は令和 7 年 4 月 1 日以降に発行されたもの）を添付してください。詳細は別紙の提出書類一覧を参照ください。

- 提 出 先 : 各事業所（会社）ご担当部署

- 被扶養者から外れる対象者がいる方 :

既に就職等で被扶養者から外れる対象の方で、まだ届出をされていない場合は「被扶養者調査表」・「被扶養者異動届」・「保険証」を提出してください。

※「被扶養者異動届」は当健保ホームページ（下記 URL）からダウンロードしてください。

URL: <http://www.hiskenpo.or.jp>

下記の要件に該当したときは、速やかに被扶養者から外れる手続きをしてください。

- ・就職等で新たに被保険者となったとき
- ・年収が 130 万円（60 歳以上の方や障害者の方は 180 万円）を超えたとき
- ・結婚して、他の被保険者の方の被扶養者となったとき
- ・死亡したとき

【注意点】

- ・この調査は任意ではありません。提出期限までに必要書類の提出がなかった場合、健康保険法施行規則第 50 条 9 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。」により、令和 8 年 1 月 1 日付で被扶養者資格を取り消しますのでご注意ください。
- ・住民票や非課税証明書（課税証明書）は、マイナンバーの記載の無いものを提出ください。
- ・就職などにより他健康保険組合等に参加しているにもかかわらず扶養から外す届出を提出せず、そのまま医療機関等で保険証を使って受診した場合は、被扶養者としての資格を喪失したと認められる日以降のかかった医療費を返還していただきます。
- ・今回の調査に伴う各書類発行費用（住民票、課税証明書等）は全額自己負担となります。また提出いただいた書類はお返しすることができませんのでご了承ください。

【確認事項】

※今回の審査で被扶養者が非該当になった方でも、後に提出いただいた調査内容に変更があり、被扶養者としての資格要件を満たしたと判断されたときは、再度被扶養者として認定することができます。再認定につきましては、あらためて被扶養者（異動）届および添付書類を提出していただき、再審査することになります。（状況により、提出していただく書類が異なります）

※ご提出いただいた個人情報、健保組合の検認目的のみに使用いたします。

※「年収の壁・支援強化パッケージ」における、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いが令和5年10月20日から開始されており、これ以降の期間において人手不足による一時的な収入変動に該当する場合には「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」と雇用契約書を提出していただくことで扶養認定を継続することができます。

証明書は下記より印刷してください。

[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書.pdf](#)

ご不明な点がございましたら、当健保組合までご連絡ください。

お問い合わせ先：エイチ・アイ・エス健康保険組合

TEL：050-1750-2568

メールアドレス：kenpo-info@hiskenko.com

★記入例

※扶養者の氏名は検認対象者のみ記載しています。

【被扶養者の認定基準】

- ・被保険者と同居している場合

認定対象者の年収が130万円(60歳以上及び障害者の方は180万円)未満で、且つ被保険者の年収の2分の1未満であること。

・被保険者と別居している場合

認定対象者の年収が130万円(60歳以上及び障害者の方は180万円)未満で、且つその額が被保険者からの仕送り額より少ないこと。

・曾祖父母、祖父母、父母、配偶者、子、孫
兄弟姉妹以外の者については同居であること。

【手続が必要】

被扶養者の資格を喪失された方がいる場合、その方の被保険者証(高齢受給者証も含む)及び被扶養者異動届を速やかに健保組合へ提出してください。

調査対象者の氏名の訂正は、訂正欄に正しい事項を記入してください。
この場合、被保険者証も併せて提出してください。

住所に訂正がある場合、訂正欄に正しい事項を記入してください。

この枠内は、
必ず記入してください。

氏名・住所・生年月日に訂正がある場合、
余白に正しい事項を記入してください。

別居の場合は下の備考①に1カ月あたりの仕送り額を記入してください。
(6か月分の仕送り証明が必要です)
※海外赴任、単身赴任による別居の場合は、その旨記載ください。

「会社員」、「パート」、「大学〇年生」、など具体的に記入してください。
無職の場合は、「無職」と記入してください。

調査対象者の年間収入は、**令和7年1月から12月まで年収額**を記入してください。

※令和7年1月～9月(確定)+10月～12月(見込)の収入が無い場合は、「0円」と記入してください。

就職等により被扶養者ではなくなった日を記入してください。
下の備考(①)に理由を記入してください。

調査対象者が昨年または今年退職の場合は、退職日を記載してください。

[illegible]

【提出書類一覧】

下記一覧表を参考に該当する対象区分の提出書類を全て添付してください。

書類の内容により、追加書類の提出を求めることがあります。

被扶養者	対象区分	提出書類
配偶者	収入のない方 (1年以上無職)	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 非課税証明書
	収入のある方	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 課税（非課税）証明書（1年以上働いている方）※収入内訳・所得内訳が記載されたもの
		③該当するいずれか
		・パート等で働いている方（今の勤務先に令和7年に入社した場合）：直近3か月分の給与明細（写）
		・自営業、不動産収入、配当等の収入のある方：令和6年分確定申告書（写）と収支内訳書の全ての（写） ※e-Taxの場合は、受信通知データと申告データを印刷したもの
		・年金のある方：本年度分すべての年金振込通知書（写）または年金額改定通知書（写） ※働いている場合は、課税（非課税）証明書も合わせて提出要
子	学生	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②学生証（写・有効期限の記載があるもの）または在学証明書（写）
	学生以外	収入のない方 (1年以上無職)
		①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 非課税証明書
		収入のある方
		①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 課税（非課税）証明書（1年以上働いている方）※収入内訳・所得内訳が記載されたもの
		③該当するいずれか
		・パート等で働いている方（今の勤務先に令和7年に入社した場合）：直近3か月分の給与明細（写）
		・自営業、不動産収入、配当等の収入のある方：令和6年分確定申告書（写）と収支内訳書の全ての（写） ※e-Taxの場合は、受信通知データと申告データを印刷したもの
	別居の方	上記と併せて
		・通帳の表紙と金額が記載されたページの（写）又は振込通知書等の直近6か月分 （送金者と受領者及び金額が把握できる書類）
		・別居先住所の住民票（世帯全員・続柄記載）
実父母 兄弟姉妹	収入のない方 (1年以上無職)	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 非課税証明
	収入のある方	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 課税（非課税）証明書（1年以上働いている方）※収入内訳・所得内訳が記載されたもの
		③該当するいずれか
		・パート等で働いている方（今の勤務先に令和7年に入社した場合）：直近3か月分の給与明細（写）
		・自営業、不動産収入、配当等の収入のある方：令和6年分確定申告書（写）と収支内訳書の全ての（写） ※e-Taxの場合は、受信通知データと申告データを印刷したもの
		・年金のある方：本年度分すべての年金振込通知書（写）または年金額改定通知書（写） ※働いている場合は、課税（非課税）証明書も合わせて提出要
	別居の方	上記と併せて
		・通帳の表紙と金額が記載されたページの（写）又は振込通知書等の直近6か月分 （送金者と受領者及び金額が把握できる書類）
		・別居先住所の住民票（世帯全員・続柄記載）
義父母 (同居が条件)	収入のない方 (1年以上無職)	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 非課税証明書
	収入のある方	①住民票（世帯全員・続柄記載）
		②令和7年度 課税（非課税）証明書（1年以上働いている方）※収入内訳・所得内訳が記載されたもの
		③該当するいずれか
		・パート等で働いている方（今の勤務先に令和7年に入社した場合）：直近3か月分の給与明細（写）
		・自営業、不動産収入、配当等の収入のある方：令和6年分確定申告書（写）と収支内訳書の全ての（写） ※e-Taxの場合は、受信通知データと申告データを印刷したもの
		・年金のある方：本年度分すべての年金振込通知書（写）または年金額改定通知書（写） ※働いている場合は、課税（非課税）証明書も合わせて提出要

提出書類	入手先・注意事項
課税（非課税証明書）	◆令和7年1月1日現在で住民票があった市区町村での交付となります（遠方の方は郵送申請可能です）
	・証明書は令和6年1月から令和6年12月の12か月分となります。
住民票	◆市区町村役所 ・世帯全員・続柄記載のもの
	・世帯全員、続柄記載のもの（マイナンバーの記載は不要）
直近の年金通知書（写） （振込・改定通知書）	◆年金機構、保険会社等から届く直近の年金改定通知書又は振込通知書
	・対象は国民年金、厚生年金、遺族年金、障害年金、企業年金、恩給、個人年金等年金として受給があるもの
	・受給者の氏名が明記されているもの
確定申告書及び収支内訳書（写）	◆税務署 ・税務署に申告したもの

※証明書等は6ヵ月以内（令和7年4月1日以降）に発行されたものを添付してください。

※住民票(原本)は全ての方に提出いただきます。(世帯全員・続柄が記載してあるもの1部)マイナンバーの記載不要です。

被保険者が単身赴任で住民票を移している場合は被扶養者世帯のみで可。

提出期限までに就職等で扶養を外れる見込みの方は添付書類不要です。

注:マイナンバーが印字されている場合はマジック等で消してください。